

仮訳 (この翻訳は仮訳です。国連決議・翻訳校閲チームによる暫定訳ではありません)

安全保障理事会決議 2118

2013年9月27日、安全保障理事会第7038回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011年8月3日、2012年3月21日、2012年4月5日の安保理議長声明、ならびに、安保理決議1540(2004)、2042(2012)および2043(2012)を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立および領土的一体性に対する強いコミットメントを再確認し、

化学兵器およびその運搬手段の拡散が国際の平和と安全にとっての脅威であることを再確認し、

1968年11月22日、シリア・アラブ共和国が、1925年6月17日にジュネーブで署名された「窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」に加入したことを想起し、

シリア・アラブ共和国が2013年9月14日、事務総長に「化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用の禁止ならびに廃棄に関する条約」(以下「条約」とする)への加入文書を寄託するとともに、シリア・アラブ共和国についての条約発効まで、これを暫定的に適用することで、その規定を遵守し、誠実かつ真摯に履行する旨宣言したことに留意し、

国連事務総長が、1987年11月30日の総会決議42/37 C(1987)に基づき、かつ、1988年8月26日の決議620(1988)によって再確認されたところに従い、「シリア・アラブ共和国における化学兵器使用の疑いに関する国連調査ミッション」(以下「ミッション」とする)を設置したことを歓迎するとともに、ミッションの活動に感謝の意を表明し、

ミッションによる2013年9月16日の報告(S/2013/553)を承認し、ミッションがそのマンドートを全うする必要性を重視するとともに、今後のシリア・アラブ共和国における化学兵器使用の信憑性のある疑いについて調査すべきことを強調し、

ミッションの報告書が結論づけたように、2013年8月21日にダマスカス郊外県で化学兵器が使用されたことに深く憤り、これによる民間人の殺害を非難し、化学兵器の使用が重大な国際法違反であることを確認するとともに、化学兵器の使用に関与した者の責任を問わなければならないことを強く主張し、

決議1540(2004)に基づき、すべての国は、化学兵器を含む大量破壊兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、保有、輸送、移転または使用を企てる非国家主体にいかなる形の支援も提供しない義務を負うことを想起し、

シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の最も早く安全な廃棄を目的に、ロシア連邦と

米国がジュネーブで合意した2013年9月14日付の「シリア化学兵器廃棄枠組み」(S/2013/565)を歓迎するとともに、シリア・アラブ共和国における化学兵器とその構成要素を直ちに国際管理下に置くことに対するコミットメントを表明し、

化学兵器禁止機関(OPCW)執行理事会が2013年9月27日、シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の迅速な廃棄とその厳密な検証に係る特別手続きを確立する決定を下したことを歓迎するとともに、2013年9月27日のOPCW執行理事会決定に定められた日程に従い、シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の廃棄を確保する決意を表明し、

現在のシリア・アラブ共和国における危機を解決する方法は、2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケに基づくインクルーシブなシリア人主導による政治的プロセス以外にないことを強く主張するとともに、シリアに関する国際会議をできるだけ早く招集する必要性を強調し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用が、国際の平和と安全にとって脅威であると判定し、

加盟国が国連憲章第25条に基づき、安保理の決定を受け入れ、履行する義務を負うことを重視し、

1. 化学兵器の使用はどこであれ、国際の平和と安全にとって脅威であると判定する。
2. 2013年8月21日の攻撃をはじめ、シリア・アラブ共和国における国際法に反する化学兵器のいかなる使用も、最も強い言葉で非難する。
3. シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の迅速な廃棄およびその検証に係る特別手続きを定めた2013年9月27日のOPCW執行理事会決定に支持を表明するとともに、その最も早く安全な方法での全面履行を求める。
4. シリア・アラブ共和国が化学兵器を使用、開発、生産、その他の方法で取得、備蓄または保持したり、化学兵器を直接または間接に、その他の国家または非国家主体に移転したりしてはならないことを決定する。
5. シリアのいかなる当事者も、化学兵器を使用、開発、生産、取得、備蓄、保持または移転すべきでないことを重視する。
6. シリア・アラブ共和国が、2013年9月27日のOPCW執行理事会決定(附属書1)の全側面を遵守しなければならないことを決定する。
7. シリア・アラブ共和国が、OPCW および国連の関連勧告遵守、OPCW または国連が指名した要員の受け入れ、これら要員による活動に対する安全の提供および確保、これら要員に対するあらゆる場所への即座かつ支障のないアクセス、および、その任務遂行においてあらゆる場所を査察する権利の提供、ならびに、OPCW がそのマンデートの関連において重要と認める根拠を有する個人への即座かつ支障のないアクセスの許可によるものを含め、OPCW および国連に全面的に協力しなければならないことを決定するとともに、シリアにおけるすべての当事者が、この点で全面的な協力を行わなければならないことも決

定する。

8. 国連要員の先遣チームに対し、シリアにおける OPCW の活動に早期の支援を提供する権限を与えることを決定し、OPCW 事務局長および事務総長に対し、その現地での活動を通じたものを含め、2013 年 9 月 27 日の執行理事会決定および本件決議の履行において密接に協力するよう要請するとともに、さらに事務総長に対し、OPCW 事務局長、および適切な場合、世界保健機関事務局長との協議を経て、本件決議の採択後 10 日以内に、シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の廃棄における国連の役割に関する提言を安保理に提出するよう要請する。

9. シリア・アラブ共和国が「国際連合の特権および免除に関する条約」の締約国であることに留意し、本件決議または 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会決定に定める活動を行う OPCW 指定の要員が化学兵器禁止条約検証議定書第 2 部 (B) に定める特権および免除を享受しなければならないことを決定するとともに、シリア・アラブ共和国に対し、国連および OPCW との間でその態様に関する協定を結ぶよう呼びかける。

10. 加盟国に対し、OPCW 事務局長および事務総長と調整のうえ、OPCW および国連が、シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の廃棄を遂行できるよう、要員、専門的ノウハウ、情報、機材、ならびに資金その他の資源および援助を含む支援を提供するよう促すとともに、加盟国に対し、化学兵器禁止条約の目的に沿い、シリア・アラブ共和国が保有する化学兵器の最も早く、安全な方法での廃棄を確保するため、OPCW 事務局長が特定した化学兵器を取得、管理、輸送、移転および廃棄する権限を与えることを決定する。

11. すべてのシリア当事者および妥当な能力を有する関係加盟国に対し、その主たる責任がシリア政府にあることを認識しつつ、監視・廃棄ミッションの安全を図るため、相互に、ならびに OPCW および国連と密接に協力するよう強く促す。

12. シリア・アラブ共和国における 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会決定および本件決議の履行を定期的に審査することを決定し、OPCW 事務局長に対し、事務総長を通じて 30 日以内に、およびその後毎月、安全保障理事会に報告を行うよう要請し、事務総長に対し、その際に本件決議の実施に係る国連の活動に関する妥当な情報を報告に沿えるよう求めるとともに、さらに OPCW 事務局長および事務総長に対し、必要に応じ、本件決議または 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会決定の不遵守につき、調整のとれた形で安全保障理事会に報告するよう要請する。

13. OPCW から、国連安全保障理事会への不遵守事案の付託を定める化学兵器禁止条約第 8 条に基づく報告があった場合、これを速やかに検討する用意を再確認する。

14. 加盟国は、非国家主体による化学兵器、その運搬手段および関連物資の取得を含め、決議 1540 (2004) の違反があった場合、必要な措置を講じるため、その旨を直ちに安全保障理事会に通知しなければならないことを決定する。

15. シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用に関与した個人の責任が問われるべきであるという強い信念を表明する。

16. 現政府および反体制派その他の集団のメンバーが含まれる可能性があり、かつ、相

互の合意に基づき結成するものとされている、全面的行政権を行使する暫定政府の樹立をはじめ、数多くの重要な措置を定める 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケ（附属書 2）に対する全面的な支持を表明する。

17. ジュネーブ・コミュニケを履行するため、シリアに関する国際会議のできるだけ早い招集を求め、シリアの全当事者に対し、シリアに関するジュネーブ会議に真摯かつ建設的に参加するよう呼びかけるとともに、これら当事者がシリア国民を十分に代表し、ジュネーブ・コミュニケの履行および安定と和解の達成に専心すべきことを重視する。

18. 全加盟国が核兵器、化学兵器または生物兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、保有、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供してはならないことを再確認するとともに、全加盟国、特にシリア・アラブ共和国に隣接する加盟国に対し、本パラグラフの違反があった場合、これを直ちに安全保障理事会に報告するよう呼びかける。

19. 非政府国家が核兵器、化学兵器または生物兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、保有、輸送、移転または使用を行わないよう要求するとともに、全加盟国、特にシリア・アラブ共和国に隣接する加盟国に対し、本パラグラフに矛盾する行為があった場合、これを直ちに安全保障理事会に報告するよう呼びかける。

20. 全加盟国は、シリア・アラブ共和国の領域を起点とするか否かに関係なく、各国民による、またはその旗国船または航空機を用いたシリア・アラブ共和国からの化学兵器、関連の機材、財および技術または援助の調達を禁じなければならないことを決定する。

21. 認可を受けない化学兵器の移転、または、シリア・アラブ共和国内の何らかの者による化学兵器の使用を含め、本件決議の不遵守があった場合、国連憲章第 7 条に基づく措置を課すことを決定する。

22. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

附属書 1

OPCW 執行理事会決定

シリアの化学兵器廃棄に関する決定

執行理事会は、

2013年3月27日の第32回会合を受け、執行理事会（以下「理事会」とする）議長が「シリア・アラブ共和国において化学兵器が使用された可能性があることに対する深い憂慮」を表明し、「どのような状況で誰が行おうとも、化学兵器の使用は非難されるべきであり、国際社会の法的な規範および基準に真っ向から反する」ことを強調する声明（EC-M-32/Rev. 1、2013年3月27日付）を発したことを想起し、

また、第3回運用検討会議（RC-3/3*、2013年4月19日）が「シリア・アラブ共和国において化学兵器が使用された可能性があることに対する深い憂慮」を表明し、「どのような状況で誰が行おうとも、化学兵器の使用は非難されるべきであり、国際社会の法的な規範および基準に真っ向から反することを強調した」ことも想起し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器使用の疑いに関する国連調査ミッションが2013年9月16日付で『2013年8月21日のダマスカス・グータ地区における化学兵器使用の疑いに関する報告書』（S/2013/553、2013年9月16日付）を作成し、「シリア・アラブ共和国の当事者間で継続中の紛争において、化学兵器が子どもを含む民間人に対しても、比較的大規模に使用された」と結論づけたことに留意し、

化学兵器の使用をできる限り強い言葉で非難し、

2013年9月14日に米国とロシア連邦が合意した「シリア化学兵器廃棄枠組み」（EC-M-33/NAT.I、2013年9月17日付）を歓迎し、

また、2013年9月12日、シリア・アラブ共和国が国連事務総長に対する通知で、「化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用の禁止ならびに廃棄に関する条約」（以下「条約」とする）を暫定的に適用する意思を伝えたことにも留意し、

さらに、2013年9月14日、シリア・アラブ共和国が国連事務総長に対し、条約加入文書を寄託するとともに、シリア・アラブ共和国についての条約発効まで、これを暫定的に適用することで、その規定を遵守し、誠実かつ真摯に履行する旨宣言し、この宣言が同日、寄託先から全締約国に通知された（C.N.592.2013.TREATIES-XXVI.3）ことにも留意するとともに、寄託先はこの宣言に関し締約国からいかなる異議の伝達も受けていないことを勘案し、

さらに、条約がシリア・アラブ共和国につき、2013年10月14日に発行することにも留意し、

シリアの化学兵器が提起する状況の特殊性を認識するとともに、シリア・アラブ共和国について条約が正式に発効する前に、シリアが保有する化学兵器の廃棄に必要な活動を直ち

を開始すること、および、最も早く安全な方法でこれを進めることを確保することを決意し、

また、シリア・アラブ共和国政府が OPCW の専門家代表団を直ちに受け入れ、シリア・アラブ共和国に対する条約発効に先立つ条約の暫定的適用に従い、OPCW と協力するよう招請されていることも認識するとともに、シリア・アラブ共和国が技術事務局（以下「事務局」とする）に対し、その国内当局を指定したことに留意し、

条約の暫定的適用により、シリア・アラブ共和国につき、その規定が直ちに効力を発することを強調し、

さらに、シリア・アラブ共和国が 2013 年 9 月 19 日、その兵器用化学剤の名称、種類および数量、武器弾薬の種類、ならびに、貯蔵、生産および研究開発施設の所在および形態を含む詳細な情報を提出したことに留意し、

さらに、条約第 8 条第 36 項に基づき、理事会は遵守に関する疑念または懸念、および不遵守事案の検討を経て、特別の重大性および緊急性がある場合、妥当な情報および結論を含む当該問題または事案を直接、国連総会および国連安全保障理事会に付託しなければならないことに留意し、

2000 年 10 月 17 日の「国際連合と化学兵器禁止機関の関係に関する協定」を勧案し、

まだ条約の締約国となっていないすべての国に対し、その国家安全保障の強化および世界の平和と安全への貢献という利益に鑑み、緊急事項として前提条件なしに条約を批准するか、これに加入するよう強く求め、

条約第 4 条第 8 項および第 5 条第 10 項に基づき、2007 年以降に条約に加入した国は、その化学兵器および化学兵器生産施設をできるだけ早く廃棄しなければならない、理事会は「廃棄の順序および」かかる廃棄の「厳密な検証に係る手続き」を定めなければならないことを想起し、

ここに、

1. シリア・アラブ共和国は下記を行わなければならないことを決定する。
 - (a) 本件決定採択後 7 日以内に、シリア・アラブ共和国が所有または保有するか、その管轄または統制下にある条約第 2 条第 1 項に定める化学兵器に関し、2013 年 9 月 19 日に提供された情報を補完するさらなる情報、特に下記を事務局に提出すること。
 - (i) 前駆物質および毒素を含め、その備蓄化学兵器に含まれる各化学品の化学名および軍用名称、ならびに、その数量
 - (ii) 各種類の具体的な充填、未充填数量を含め、その備蓄化学兵器に含まれる武器弾薬、子爆弾および装置の具体的種類

- (iii) そのすべての化学兵器、化学兵器貯蔵施設、調合・充填施設を含む化学兵器生産施設および化学兵器研究開発施設の具体的な地理座標を示す所在
 - (b) 本件決議採択後 30 日以内に、条約第 111 条により要求される申告書を事務局に提出すること。
 - (c) 中間的廃棄目標を含め、2013 年 11 月 15 日までに理事会が決定する詳細な要件に服しつつ、2014 年前半にすべての化学兵器原料および機材の廃棄を完了すること。
 - (d) できるだけ早く、かつ、いかなる場合にも 2013 年 11 月 1 日までに、化学兵器の生産および調合・充填機材の廃棄を完了すること。
 - (e) OPCW 要員にシリア・アラブ共和国内のいかなる場所も直ちに支障なく査察する権利を与えることを含め、本件決定履行のすべての側面に全面的に協力すること。
 - (f) 事務局に対する主たる窓口となる担当者を指名するとともに、同人に対し、本件決定の全面的履行の確保に必要な権限を与えること。
2. さらに、事務局は下記を行わなければならないことも決定する。
- (a) 本件決定にいう情報または申告を受領した場合、「機密情報保護条約」附属書に従ってこれを取り扱うとともに、受領後 5 日以内に、これを全締約国の閲覧に供すること。
 - (b) できるだけ早く、かつ、いかなる場合でも 2013 年 10 月 1 日までに、本件決定に基づくシリア・アラブ共和国内での査察を開始すること。
 - (c) 本件決議採択後 30 日以内に、上記パラグラフ 1 (a) のリストに掲げられる施設をすべて査察すること。
 - (d) その他、締約国がシリアの化学兵器保有に関与するものとして特定する場所がある場合、事務局長が根拠なしと判断するか、当該事項が協議および協力のプロセスを通じて解決されない限り、これをできるだけ早く査察すること。
 - (e) 条約第 8 条第 44 項に従い、本件決定の効率的かつ効果的履行を確保するため、資格のある査察官その他の専門家を短期的に雇用したり、役務期間が満了したばかりの査察官その他の専門家、およびその他必要な要員を短期的に再雇用したりする権限を受けること。
 - (f) シリア・アラブ共和国による本件決定および条約の要件充足の進捗状況、シリア・アラブ共和国について事務局が遂行した活動、ならびに、技術的、人的資源をはじめとする追加的資源のニーズを含め、本件決定の履行状況を毎月、理事会に報告すること。
3. さらに下記を決定する。

- (a) シリア・アラブ共和国に関し事務局が遂行する活動に係る資金調達メカニズムを緊急に検討するとともに、本件決定の履行にあたり遂行される活動について自発的拋出を行えるすべての締約国に対し、これを行うよう呼びかけること。
- (b) とりわけ、「実施および検証に関する条約」附属書第 2 部パラグラフ 7 にいう場合、または、シリア・アラブ共和国における協力の欠如その他、本件決定の履行に関して生じた問題を含め、シリア・アラブ共和国による本件決定または条約の要件充足の遅れを事務局長が報告した場合、24 時間以内に会合を開くとともに、当該会合において、妥当な情報および結論を添えて、当該事案を条約第 8 条第 36 項に従い、国連安全保障理事会に付託するか否かを検討すること。
- (c) この問題に引き続き取り組むこと。
- (d) 本件決定は、シリアの化学兵器が提起する状況の特殊性に鑑み下されたものであり、将来的にいかなる先例も作り出すものではない旨認識すること。

附属書 2

シリア・アクショングループ最終コミュニケ

2012年6月30日

1. 2012年6月30日、国連およびアラブ諸国連盟の事務総長、中国、フランス、ロシア連邦、英国、米国、トルコ、イラク（アラブ諸国連盟サミット議長国）、クウェート（アラブ諸国連盟外相理事会議長国）およびカタール（アラブ諸国連盟のシリアに関するアラブ・フォローアップ委員会議長国）の外相、ならびに、欧州連合外務・安全保障政策担当上級代表は、国連・アラブ諸国連盟シリア共同特使を議長とするシリア・アクショングループとして、ジュネーブ国連事務局で会合を開いた。

2. アクショングループのメンバーは、シリア・アラブ共和国情勢に対する大きな懸念を理由に、一堂に会した。メンバーは殺害、破壊および人権侵害の継続と悪化を強く非難する。また、民間人保護の不履行、暴力の激化、同国における紛争のさらなる深刻化の可能性、および、この問題の地域的側面を深く憂慮する。この危機の許し難い性質および規模により、共通の立場と国際的な共同行動が必要となっている。

3. アクショングループのメンバーは、シリア・アラブ共和国の主権、独立、国民統一および領土的一体性の尊重を約束する。メンバーは、暴力および人権侵害を終わらせるとともに、シリア国民の正当な希望をかなえ、シリア国民が独自かつ民主的に自らの将来を決定できるような移行を実現できるシリア人主導による政治プロセスの発足を促進すべく、緊急かつ集中的な行動を取ることを決意する。

4. これら共通の目的を実現するため、アクショングループのメンバーは、(a) あらゆる形態の暴力の即時停止を含め、6項目計画ならびに安全保障理事会決議 2042 (2012) および 2043 (2012) の全面的履行を確保するために当事者が講じるべき措置を特定し、(b) シリア国民の正当な希望をかなえる政治的移行に向けた原則およびガイドラインに合意し、(c) シリア人主導による政治プロセスの促進を図る共同特使の取り組みを支援し、これら目的を達成するために取るべき行動に合意した。メンバーはこのことが、現地情勢の進展を促し、支援できるだけでなく、シリア人主導による移行の促進および支援にも役立つことを確信している。

あらゆる形態の暴力の即時停止を含め、6項目計画ならびに安全保障理事会決議 2042(2012) および 2043 (2012) の全面的履行を確保するために当事者が講じるべきものとして特定された措置

5. 当事者は6項目計画ならびに安全保障理事会決議 2042 (2012) および 2043 (2012) を全面的に履行しなければならない。そのために、

- (a) すべての当事者は、あらゆる形態の武力紛争を持続的に停止し、直ちに、かつ他方の行動を待たずに6項目計画を履行することを改めて約束しなければならない。政府および反体制派武装集団は、国連シリア監視団 (UNSMIS) のマンデートに従い、計画の履行をさらに進めるため、UNSMIS と協力しなければならない。

- (b) 下記を含め、シリア・アラブ共和国政府が 6 項目計画の他の項目を履行するための信頼できる行動を直ちに、目に見える形で行うことで、武力による暴力の停止を持続させなければならない。
- (i) 特に弱い立場に置かれた者および平和的な政治活動に携わった者を含め、恣意的に拘束されている者の釈放のペースおよび規模を高めること、遅滞なく、適切な経路を通じ、かかる者が拘束されている場所すべてのリストを提供すること、ならびに、適切な経路を通じ、かかる者に関する情報、面会または釈放の書面による要請すべてに速やかに回答すること。
- (ii) 国内全土でジャーナリストの移動の自由を確保し、ジャーナリストに対する非差別的な査証発給政策を採用すること。
- (iii) 法律で保証されているところにより、結社の自由および平和的デモの権利を尊重すること。
- (c) すべての当事者はあらゆる状況において、UNMIS の安全を全面的に尊重することを示すとともに、あらゆる点で UNMIS と全面的に協力し、その活動に便宜を図らなければならない。
- (d) 政府はあらゆる状況において、戦闘により被災した全地域への人道機関の全面的立ち入りを直ちに認めなければならない。政府および全当事者は、負傷者が避難できるようにせねばならず、避難を望むすべての民間人にこれを認めなければならない。全当事者は、民間人保護に関するものを含め、国際法に基づくその義務を全面的に遵守しなければならない。

シリア人主導による移行に関して合意された原則およびガイドライン

6. アクショングループのメンバーは、下記に定めるシリア人主導による移行に関する原則およびガイドラインに合意した。

7. どのような政治的解決も、シリア・アラブ共和国の国民に下記の条件を満たす移行をもたらすものとせねばならない。

- (a) シリア・アラブ共和国の全国民が共有できる将来の見通しを与えること。
- (b) しっかりとした予定に基づき、この見通しの達成に向けた明確な措置を定めること。
- (c) すべての人の安全および安定と平穏が確保される環境の中で実施できること。
- (d) さらなる流血および暴力を伴わず、迅速に達成可能であるとともに、信頼できるものであること。

8. **将来の見通し**：シリア・アラブ共和国の国民の望みは、協議対象となった幅広いシリア人により明確に表明されている。下記の条件を満たす国家を望む声が圧倒的に大きかつ

た。

- (a) 真に民主的かつ多元的であり、既存と新興の政治勢力が公正かつ平等に選挙で争える余地があること。このことは、複数政党制民主主義へのコミットメントが当初の選挙後も、恒久的に維持されねばならないことも意味する。
- (b) 人権に関する国際基準、司法府の独立、政府関係者の説明責任および法の支配を遵守すること。かかるコミットメントを明確にするだけでは不十分である。当局者によるこれらコミットメントの履行を確保するため、国民が利用できるメカニズムもなくてはならない。
- (c) すべての人に平等な機会とチャンスを提供すること。民族、宗教、言語その他に基づく派閥主義や差別の余地はない。少数派に属するコミュニティにも、権利の尊重を保証しなければならない。

9. **明確な移行措置**：シリア・アラブ共和国における紛争は、全国民に共通の将来につながる平和的な道があることをすべての側が確信しない限り終結しない。よって、いかなる解決を行う場合でも、所定の時間枠に基づく明確かつ不可逆的な移行措置を定めることが欠かせない。主な移行措置には下記を含む。

- (a) 移行を進められる中立的な環境を整備できる暫定政権を樹立し、行政権を全面的に行使させること。暫定政権には、現政府および反体制派その他の集団のメンバーを含みうるが、相互の合意に基づき結成しなければならない。
- (b) シリアの将来を決定するのはシリア国民である。シリア・アラブ共和国社会のすべての集団および部分が、国民対話プロセスに参加できるようにせねばならない。このプロセスはインクルーシブかつ有意義なものとしなければならない。すなわち、その主な成果は実施に移さなければならない。
- (c) このことに照らして、憲法秩序および法制度の審査を行うことができる。その場合、憲法草案は国民の承認に服することになる。
- (d) 新憲法秩序の確立に続き、新たに設置された機関および公職につき、自由かつ公正な複数政党選挙の準備および実施が必要となる。
- (e) 移行のすべての側面に女性の代表を全面的に参加させなければならない。

10. **安全、安定および平穏**：いかなる移行にも変化はつきものである。しかし、安定と平穏の雰囲気の中で、すべての人の安全を確保するような移行の実施を確保することが欠かせない。そのためには、下記が必要である。

- (a) 完全な平穏と安定の定着。全当事者が暫定政権と協力し、恒久的な暴力の停止を確保しなければならない。その中には、撤退を完了し、武装集団の武装解除、動員解除および社会復帰の問題に取り組むことが含まれる。
- (b) 弱い立場にある集団の保護、および、必要な領域で人道問題に取り組む行動の即

時の実施を確保するための実効的な措置。被拘束者釈放の早期完了を確保することも必要である。

- (c) 政府機関および適格職員の継続性。公共サービスを保全または復旧しなければならない。その中には、軍隊および治安部隊が含まれる。しかし、諜報機関を含むすべての政府機関は、人権上および職業上の基準に従って職務を遂行するとともに、暫定政府の統制を受け、国民の信頼を醸成するリーダーシップの下で活動しなければならない。
- (d) 説明責任および国民和解へのコミットメント。現下の紛争中の行為に係る説明責任の問題に取り組まなければならない。また、現下の紛争の犠牲者に係る補償または復権、国民の和解および宥和に向けた措置を含め、包括的な暫定司法措置も講じる必要がある。

11. **信頼できる政治的合意に至るための迅速な措置**：政治的合意はシリア・アラブ共和国の国民が達成すべきものであるが、時間切れが迫っている。下記のことは明白である。

- (a) シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土的一体性は尊重しなければならない。
- (b) 紛争は平和的な対話および交渉のみを通じて解決しなければならない。政治的解決に至る条件を今すぐ整備しなければならない。
- (c) 流血を止めなければならない。全当事者は再び、6項目計画の履行を信頼できる形で約束しなければならない。その中には、あらゆる形態の武力による暴力の停止、および、6項目計画の項目2から6を履行する即座の信頼でき、かつ目に見える行動を含めなければならない。
- (d) 全当事者は今すぐに、共同特使との実質的なやり取りを始めなければならない。全当事者には、国民の正当な望みをかなえるシリア人主導による解決策に向け、速やかに活動できる実効的な対話者を立てる用意がなければならない。移行に向けた政治的解決策を作り上げるうえで、シリア社会の全部分の見解の反映を確保するため、このプロセスは全面的にインクルーシブなものとならなければならない。
- (e) アクショングループのメンバーを含め、組織化された国際社会には、当事者による合意の履行を実質的に支援する準備ができています。その中には、要求があった場合、国連のマンデートを受けた国際的援助のプレゼンスが含まれる。再建と復興に対する支援として、多額の資金も提供されることになろう。

合意された行動

12. シリア人主導による政治プロセスの促進を図る共同特使を支援し、上記を実施するためにアクショングループのメンバーが合意した行動は下記のとおり。

- (a) アクショングループのメンバーは、シリア・アラブ共和国の当事者が上記パラグラフ5に概略を示した措置を講じるよう、適宜働きかけを行うとともに、かかる

当事者に対して共同で持続的な圧力を加える。

- (b) アクショングループのメンバーは、紛争のさらなる軍事化に反対する。
- (c) アクショングループのメンバーはシリア・アラブ共和国政府に対し、共同特使からの要請があった場合、6項目計画および本件コミュニケに基づく取り組みを進めるため、実効的な権限を受けた対話者を任命することの重要性を強調する。
- (d) アクショングループのメンバーは反体制派に対し、結束を強め、実効的な代表を務める対話者が6項目計画および本件コミュニケに基づく取り組みを進められるような態勢を確保するよう強く促す。
- (e) アクショングループのメンバーは、共同特使とそのチームが直ちに政府および反体制派とのやり取りを開始できるよう、全面的な支援を提供するとともに、前途をさらに切り開けるよう、シリア社会およびその他の国際的主体と幅広い協議を行う。
- (f) アクショングループのメンバーは、共同特使が本件コミュニケで合意された全項目に関する具体的な進捗状況を審査し、危機に取り組むうえでアクショングループに必要とされる一層の追加的な措置および行動を判定するために必要と認める場合、同人がさらにアクショングループの会合を招集することを歓迎する。共同特使は、国連およびアラブ諸国連盟にも引き続き情報を提供する。